

万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

イスタンブールにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第百三條を次のように改める。

第百三條 大会議の権限

1 大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。

1.1 万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。

1.2 万国郵便連合憲章第二十九條及びこの一般規則第百三十八條の規定に従って加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場

合には採択すること。

1.3 連合の文書の効力発生の日を定めること。

1.4 大会議内部規則及びその改正を採択すること。

1.5 管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第百十一条、第百十七条及び第百二十五条の規定に従ってそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。

1.6 連合の戦略を採択すること。

1.6 の二 万国郵便連合の四年ごとの事業計画案を承認すること。

1.7 万国郵便連合憲章第二十一条の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。

1.8 管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を選出すること。

1.9 国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。

1.10 ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によって定めること。

2 大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第二条

一般規則第百六条を次のように改める。

第百六条 管理理事会の構成及び運営

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

第三条

一般規則第百十二条を次のように改める。

第百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営

1 郵便業務理事会は、四十の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国である加盟国に二十四の議席及び先進国である加盟国に十六の議席が確保される。理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。

3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。

第四条

一般規則第百十三条を次のように改める。

第百十三条 郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。

1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4 加盟国及びその指定された事業体に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及

びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

- 1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

- 1.7 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に係る場合には諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

- 1.8 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

- 1.9 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し）を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

- 1.10 大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。

- 1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に係のある教育上及び職業訓練上の

問題を研究すること。

1.12 開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.13 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。郵便業務理事会は、また、他の会期において連合の施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

1.15 いずれかの加盟国が第三百三十九条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得た場合当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が

決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第百五十二条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

第五条

一般規則第百十九条を次のように改める。

第百十九条 諮問委員会の構成

1 諮問委員会は、次のものから成る。

1.1 利用者、配達業務提供者、労働者団体並びに郵便業務分野への物品及び業務の提供者を代表する非政府機関その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を

有する企業

- 1.1 の二 加盟国又は連合の機関（諮問委員会を含む。）により推薦された郵便分野の高名な人物
- 1.1 の三 市民社会団体（地域の郵便の団体、非政府の国際郵便の団体、標準化に係る団体並びに金融及び開発に係る団体）のうち、1.1に規定されていないもの
- 1.2 管理理事会が自己の理事国の中から指定する委員
- 1.3 郵便業務理事会が自己の理事国の中から指定する委員
- 1 の二 1に規定する非政府機関、組織、企業及び市民社会団体が登録される場合には、いずれかの加盟国において登録されていなければならない。
- 2 諮問委員会の運営費は、管理理事会の定める方法により、連合及び同委員会の委員が分担する。
- 3 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

第六条

一般規則第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 国際事務局長の権限

1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括し、並びにこれを法的に代表する。

2 職の分類、任命及び昇級に関し、

2.1 国際事務局長は、G 1からD 2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

2.2 国際事務局長は、P 1からD 2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国が推薦した当該加盟国の国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分及び言語を考慮する。D 2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。特別な資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に対し募集を行うことができる。

2.3 また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D 2、D 1及びP 5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

2.4 国際事務局の職員のD 2、D 1及びP 5の等級への昇級については、国際事務局長は、2.3に規定す

る原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

2.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語を考慮することの要請よりも能力を優先する。

2.6 国際事務局長は、職員の P 4 から D 2 までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

3 さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

3.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介者として行動すること。

3.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

3.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

3.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

- 3.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。
- 3.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するため措置をとること。
- 3.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。
- 3.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。
- 3.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。
- 3.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって次回の大会議に提出されるものを作成すること。
- 3.11 連合を代表すること。
- 3.12 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。
 - 3.12.1 万国郵便連合と限定連合との間

3.12.2 万国郵便連合と国際連合との間

3.12.3 万国郵便連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

3.12.4 万国郵便連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させる

ことを希望する国際機関、団体又は企業との間

3.13 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

3.13.1 連合の機関の活動の準備及び組織

3.13.2 書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

3.13.3 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

3.14 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。

第七条

一般規則第百三十条を次のように改める。

第三百三十条 連合の機関の書類の準備及び配布

1 国際事務局は、遅くとも各会期の二箇月前に、第五百五十五条に定める言語で発行される全ての書類を準備するものとし、万国郵便連合のウェブサイト上で利用可能とする。同事務局は、また、特に設けられた効率的なシステムを用いて、新たな電子的な書類の発行についても万国郵便連合のウェブサイト上で通知する。

2 さらに、国際事務局は、いずれかの加盟国の要請があつた場合にのみ、連合の刊行物（同事務局の回章並びに管理理事会及び郵便業務理事会の議事概要等）の物理的方式による配布を行う。

第八条

一般規則第三百三十八条を次のように改める。

第三百三十八条 大会議への議案の提出の手續

1 加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手續による。

1.1 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。

1.3 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければ

ならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するため、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4 編集上の議案には、これを提出する加盟国が「*Proposition d'ordre rédactionnel*」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出については、適用しない。

第九条

一般規則第三百三十八条の次に次の一条を加える。

第三百三十八条の二 前条の規定に従つて提出された議案を修正するための手続

1 既に提出された議案（管理理事会又は郵便業務理事会によつて提出されたものを除く。）に対する修正案は、大会議内部規則に定める手続に従い、引き続き国際事務局に提出することができる。

- 2 管理理事会又は郵便業務理事会によって提出された議案に対する修正案は、遅くとも大会議の開会の二箇月前に国際事務局に到着しなければならない。その後は、加盟国は、大会議の会合において修正案を提示することができる。

第十条

一般規則第四百四十条を次のように改める。

第四百四十条 大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の審査

- 1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、四十五日の期間を与えられる。修正は、認められない。この四十五日の期間が満了した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう各加盟国に要請する。四十五日の期間内に賛否を通告しない加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

- 2 議案がいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手續に参加することができる。

第十一条

一般規則第四百二十二条を次のように改める。

第四百二十二条 郵便業務理事会による施行規則の改正

- 1 施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。
- 2 施行規則を改正する議案の提出には、少なくとも他の一の加盟国による支持を必要とする。
- 3 削除

第十二条

一般規則第四百二十五条を次のように改める。

第四百二十五条 連合の経費の決定

- 1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千十七年から二千二十年までの各年につき三千七百二十三万五千スイス・フランを超過してはならない。二千二

十年に予定される大会議が延期される場合には、この年次経費の最高限度額は、同年より後の各年についても等しく適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかった修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場

合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第十三条

一般規則第四百四十六條を次のように改める。

第四百四十六條 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年六パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないも

のとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

5 連合に対して負う分担金の滞納については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。

6 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8 3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

9 国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

10 国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課することに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第十四条

一般規則第百四十九条を次のように改める。

第百四十九条 自動的制裁

1 第百四十六条3に規定する譲渡を行うことができない加盟国であつて、国際事務局が提案した同条4の規定に基づく償還計画の提出に同意せず、又は償還計画を実施しないものは、大会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会の会合における投票権を自動的に失うものとし、当該各理事会の理事国となる資格も失う。

2 連合に対して負う分担金の滞納に関し、関係する加盟国が、未払の元金及び利子全額を支払ったと

き、又は滞納分の償還計画を提出することにつき連合と合意したときは、自動的制裁は、当然かつ直ちに解除される。

第十五条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千十八年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十六年十月六日にイスタンプールで作成した。